

## 特定施設の届出

各種届出は市町村長に届け出なければならない。

届出様式については別紙の各様式を用い、2部（正本・写し 各1部）作成し提出する。

- ・ **特定施設設置届**  
工場等に特定施設を設置しようとする者は、**施設設置の工事開始の30日前までに**。
- ・ **特定施設既設、使用届**  
法令等の改正で既存の設備が、**特定施設になった日から30日以内（県条例は60日以内）に**。
- ・ **特定施設変更等の届**  
特定施設の種類や数、防音防振の方法、使用方法、使用日時、構造、配置等を変更しようとするときは、**変更に係る工事の開始日の30日前までに**。
- ・ **氏名等変更届**  
特定施設の氏名及び住所（法人ならばその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、工場等の名称、所在地に**変更があった日から30日以内に**。
- ・ **承継届**  
特定施設の届出者の地位を**承継した日から30日以内に**。
- ・ **特定施設廃止届**  
工場等にある全ての**特定施設の使用を廃止した日から30日以内に**。

## 罰則

無届け、または虚偽の届出をしたら、行為者とその法人または人に対して罰金又は過料又は科料。

- ・ **特定施設設置届**  
騒音規制法では**5万円以下**、振動規制法では**30万円以下**、和歌山県公害防止条例では**20万円以下**。  
（和歌山県公害防止条例では届出後30日以内に工事着手した場合、**10万円以下**）
- ・ **特定施設既設、使用、変更等届**  
騒音規制法では**3万円以下**、振動規制法では**10万円以下**、和歌山県公害防止条例では**10万円以下**。
- ・ **氏名等変更、承継、特定施設廃止届**  
騒音規制法では**1万円以下**、振動規制法では**3万円以下**、和歌山県公害防止条例では**5万円以下**。

## 特定施設

特定施設とは工場等（工場や事業場）に設置してある下記の施設。

### 騒① 金属加工機械

- (1) 圧延機械（原動機定格出力の合計が 22.5kW 以上。）
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン（ロール式で、原動機定格出力が 3.75kW 以上。）
- (4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）<sup>※注1</sup>
- (5) 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN(30t)以上。）
- (6) せん断機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーマーマシン
- (9) ブラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。）
- (10) タンブラー
- (11) 工作機械（自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤であって、同一建物に 5 台以上設置。）
- (12) 切断機（といしを使用。）

### 騒② 空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

### 騒③ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

### 騒④ 織機（原動機付。）

### 騒⑤ 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が 0.45 m<sup>3</sup>以上。）
- (2) アスファルトプラント（混練重量が 200kg 以上。）

### 騒⑥ 穀物用製粉機（ロール式で、原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

### 騒⑦ 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チッパー（原動機定格出力が 2.25kW 以上。）
- (3) 碎木機
- (4) 帯のご盤（製材用は原動機定格出力が 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上。）
- (5) 丸のご盤（製材用は原動機定格出力が 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上。）
- (6) かんな盤（原動機定格出力が 2.25kW 以上。）

### 騒⑧ 抄紙機

### 騒⑨ 印刷機械（原動機付。）

### 騒⑩ 合成樹脂用射出成形機

### 騒⑪ 鋳造型機（ジョルト式。）

### 騒⑫ 工業用マシン及びメリヤス編機（同一建物に 10 台以上設置。）

### 騒⑬ コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機

### 騒⑭ 打貫機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

### 騒⑮ コルゲートマシン

### 騒⑯ キュポラ

### 騒⑰ 研磨機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

### 騒⑱ 天井走行クレーン及び門型走行クレーン

### 騒⑲ ロータリーキルン

騒⑳ クーリングタワー（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

騒㉑ 染色機械（原動機定格出力が 15kW 以上。）

騒㉒ 幅出機械（原動機定格出力が 15kW 以上。）

振① 金属加工機械

（１） 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

（２） 機械プレス

（３） せん断機（原動機定格出力が 1kW 以上。）

（４） 鍛造機

（５） ワイヤフォーミングマシン（原動機定格出力が 37.5kW 以上。）

（６） 圧延機械（原動機定格出力の合計が 22.5kW 以上。）

（７） 製管機械

振② 圧縮機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

振③ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

振④ 織機（原動機付。）

振⑤ コンクリートブロックマシン（原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機定格出力の合計が 10kW 以上。）

振⑥ 木材加工機械

（１） ドラムバーカー

（２） チッパー（原動機定格出力が 2.2kW 以上。）

振⑦ 印刷機械（原動機定格出力が 2.2kW 以上。）

振⑧ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール除き、原動機定格出力が 30kW 以上。）

振⑨ 合成樹脂用射出成形機

振⑩ 鋳造型機（ジョルト式。）

振⑪ 打貫機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

## 規制区域

特定施設の規制区域は**市内全域**。

（※注 1 ただし、騒①（４）については 7.5kW 未満のものは用途地域内に限る。）

## 規制基準

1 敷地境界で既定値以下。

騒音		朝	昼間	夕	夜間
区域	時間	午前 6 時 ～午前 8 時	午前 8 時 ～午後 8 時	午後 8 時 ～午後 10 時	午後 10 時 ～午前 6 時
	第 1 種区域		45dB (40dB)	50dB (45dB)	45dB (40dB)
第 2 種区域		50dB (45dB)	55dB (50dB)	50dB (45dB)	45dB (40dB)
第 3 種区域		60dB (55dB)	65dB (60dB)	60dB (55dB)	55dB (50dB)
第 4 種区域		65dB (60dB)	70dB (65dB)	65dB (60dB)	60dB (55dB)

- ・ 第 1 種区域・・・第 1、2 種低層住居専用地域
- ・ 第 2 種区域・・・第 1、2 種中高層住居専用地域、第 1、2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定の無い地域
- ・ 第 3 種区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- ・ 第 4 種区域・・・工業地域

振動		昼間	朝・夕・夜間
区域	時間	午前 8 時 ～午後 8 時	午後 8 時 ～午前 8 時
	第 1 種(第 1 類)区域		60dB (55dB)
第 2 種(第 2 類)区域		65dB (60dB)	60dB (55dB)

- ・ 第 1 種(第 1 類)区域・・・第 1、2 種低層住居専用地域、第 1、2 種中高層住居専用地域、第 1、2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定の無い地域
- ・ 第 2 種(第 1 類)区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※ 括弧内の数値は、下記別表《施設》の敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域における規制基準値である。(但し、騒音規制法により規制される特定施設のうち、第 1 種区域内にあるものを除く。)

### 別表《施設》

(学校、幼稚園、保育園、病院、入院可能な診療所、図書館、特別養護老人ホーム)

## 規制法令 (法律・条例)

1 和歌山県公害防止条例に該当する特定施設

下記項目のいずれかに該当するもの

- ・ 特定施設の騒①(11)、騒⑫～⑳、振①(6)及び(7)、振⑩に該当する施設。(市内全域)
- ・ 特定施設に該当する施設のうち、用途地域の指定のない地域に設置されるもの。

(※注1 ただし、騒①(4)については 7.5kW 以上のものに限る。)

2 騒音規制法又は振動規制法に該当する特定施設

上記 1 の和歌山県公害防止条例に該当しない特定施設(用途地域内であり、騒①(11)、騒⑫～⑳、振①(6)及び(7)、振⑩に該当するものを除く。)